

続・成年後見制度

先月号で「成年後見制度」のおおまかなこと
をご紹介しますが、今月号は、その利用の
流れをご説明します。

審判



援助…本人の意思を尊重しながら、財産の管理や必要な契約手続きなどをしてくれます
成年後見登記…成年後見制度を利用していることが、東京法務局に登録されます

任意後見契約
公正人役場で、公正証書によっておこなう



自分で判断するのが難しくなってきたとき



任意後見監督人選任の申立て
後見・保佐・補助の開始申立て
申立てに必要なもの
申立書、戸籍謄本、登記事項証明、診断書、登記印紙、切手、公正証書、住民票など
※申立ての内容等によって、必要なものも違います



審問…必要に応じて裁判官が直接事情をうかがいます
調査…裁判所の職員が事情をうかがいます
鑑定…後見と保佐については、本人の判断能力について鑑定が必要です



審判

手続きにおいて、以下のことについて聞かれても答えられるように準備しておくといでしょう。

- ・ 今困っていることや手伝ってほしいこと
- ・ 通っていた学校や、したことのある仕事、今までにかかった病気やけがについて
- ・ 療育手帳などを持っている場合はコピーしておく
- ・ 家族のこと
- ・ 今勤めている仕事のこと
- ・ 年金や給料、貯金のことなど

申立ては本人が住むところを管轄している家庭裁判所に対して行ないます。泉州地域は大阪家庭裁判所岸和田支部（岸和田市加守町4-27-2 電話:072-441-6803）です



11月18日(日)は療育園まつり
です。みなさん、ぜひ遊びに来てくださいね。ボランティアさんも大募集しています!! (見学)